

答 申 第 92 号
令和元年 8 月 9 日

兵庫県病院事業管理者 長嶋 達也 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

提供の制限の例外について（答申）

令和元年 7 月 25 日付け諮問第 1 号で諮問のあった標記のことについては、
相当と認めます。

なお、相当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

1 概要

平成 31 年 4 月 24 日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「法」という。）が施行され、旧優生保護法に基づく優生手術等（以下「優生手術等」という。）を受けた者は、国への請求により、一時金が支給されることとなった。一時金の請求期限は、法の施行日から 5 年以内となっている。

一時金の支給手続の周知等については、法第 12 条第 1 項の規定により、国及び地方公共団体が行うこととなっているため、厚生労働省では法の趣旨・内容について広報活動等に努めており、県ではホームページや市町、福祉関係団体の協力を得て周知を図っている。

しかしながら、一時金の支給対象者の多くが疾病や障害を抱えた者であることが想定されており、本人が本制度の支給対象者であることを認識できない場合も考えられることから、県は支給対象者に対し、個別に一時金支給制度の通知を行う予定としている。

このため、優生手術等を受けた者で、個人名が判明している者に対して、個別に通知を行うために必要な個人情報について、①本人以外からの収集（知事部局）、②センシティブ情報の収集（知事部局）、③収集目的外に知事部局に提供（病院事業管理者）することが必要とされている。

2 審議会の判断

提供の制限の例外について

優生手術等を受けた者であって知事部局が所在等を把握していない者に対して、個別に一時金制度の通知を行うにあたり、県立病院で優生手術等を受けた者の氏名、生年月日、住所等の個人情報を、知事部局へ目的外提供することについては、本人が一時金制度の支給対象者であることを容易に認識できない場合が考えられ、県は法第12条第1項の措置を講ずる必要があることから、公益上の必要があると認められる。

3 留意事項

提供する個人情報は、一時金の支給対象者の所在確認等に必要な範囲内とすること。また、提供する個人情報は優生手術等を受けた者であるというセンシティブ情報を含んでいることから、安全かつ確実な方法で提供すること。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和元年7月25日	・ 諮問書の受領
令和元年7月30日 第1部会（第59回）	・ 審議
令和元年8月9日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之
委 員 後 藤 玲 子
委 員 佐 倉 里 司
委 員 申 吉 浩
委 員 園 田 寿